

令和8年度「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」説明会 質問事項の回答について

令和8年8月19日
静岡県介護保険課

※事業者向け説明会（令和8年8月5日実施）の質疑応答の内容を記載しています。
重複する内容については省略しておりますので、ご了承ください。

1	Q	介護保険事業を多数運営しているが、介護ソフトや機器等の導入はそれぞれの事業所で申請しても問題無いか。	
	A	申請は1法人1申請とさせていただきます。申請様式内で事業所ごとに導入する内容を記載いただき、補助額を算出します。	
2	Q	法人一括でバックオフィスソフトを活用したい場合は、1つの事業所で申請して、法人全体で活用していいか。	
	A	各事業所で補助額を算出するため、按分して申請していただく必要があります（職員数で按分した割合で算出）。	
3	Q	移乗支援と入浴支援、インカムを同時に導入する場合、300万まで補助されるのか。1施設100万が上限か。	
	A	<参考：県補助金交付要綱第4（3）> 1事業所当たりの補助上限台数は、事業所の定員数や補助メニューにより異なります。 ※例：別表1の補助対象経費(1)において補助上限台数が3台の場合 移乗支援、入浴支援、インカムをそれぞれ1台ずつ導入する場合、それぞれ1台当たりの補助基準額は100万円であるため、1事業所で最大300万円まで補助金申請が可能。	
4	Q	バックオフィスソフトとありますが、訪問介護の訪問ルート自動作成のクラウド利用料は補助対象経費となるか。	
	A	<参考：説明会資料にて「TAIS」の検索方法を記載> ご質問の商品が介護ソフトに該当するのか、バックオフィスソフトに該当するのか御確認の上申請してください。クラウドの利用料は、ソフトに付帯する経費として年度内に支払った金額が補助対象となります。	
5	Q	導入済みの介護ソフトで使用する情報端末（タブレット・PC）は補助対象となるか。	
	A	今年度の補助金を活用して導入する介護ソフト等の付帯経費として、情報端末の導入に係る経費が補助の対象となりますので、情報端末のみの導入に係る経費は補助の対象とはなりません。	
6	Q	「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象になる費用を具体的に知りたい。令和8年度の国Q&Aでは工事費が対象になるという記載だが、スペース確保のための設備撤去費用や電源改修費用、送料は対象となるか。わかりやすく表にまとめて欲しい。	
	A	以下、表にまとめましたのでご確認ください。	
		対象	対象外
		・本体購入費用 ・付属品購入費 (使用する上で必要不可欠な付属品のみ) ・初期設定費用 ・導入設置費用 (導入に必要な電源改修等であれば対象) ・その他導入にあたり必ず必要となる費用	・通信費 ・撤去費用 ・送料 ・振込手数料 ・メンテナンス費用 ・その他事業の目的と照らし適当と認められない費用

7	Q	1つのメーカー内で、介護ソフトとインカムがそれぞれ介護業務支援（介護テクノロジー認定済）と記載があればパッケージ型は適用で問題ないか。
	A	<参考：国実施要綱4（2）> 同一のメーカーであることで、補助が認められなくなってしまうことはありません。また、申請様式内のチェックシートに記載があるように、連動することで生産性が向上することが分かる書類（メーカーからの提案書等）により、交付の可否を審査しますので、全てが適用となる訳ではありませんので、あらかじめ御了承ください。

8	Q	見守りセンサーを10台購入（補助上限台数分）する際、付帯する経費とWi-Fi整備費用は補助対象になるか。また、その際補助額は1台あたり30万、合計上限額300万利用できる理解であっているか。
	A	<参考：国実施要綱4【留意事項】> 本体である見守り機器の導入にあたって、必ず必要となる経費やWi-Fi環境を整備するために必要な経費、情報端末であれば補助の対象となり、御質問の内容であれば、最大で300万円まで申請可能です。

9	Q	先日導入予定の機器メーカーと打ち合わせをした際に、現在出せる見積が昨今の物価高で機器の価格変動が激しく、見積期限が1ヶ月未満のものしか出せない、また交付決定までに時間がかかるため、注文の時期になると、改めての見積が必要と言われた。再度見積の場合申請時点での金額と変わる可能性があるが、その場合、交付決定後に変更申請する対応で問題ないか。
	A	<参考：県補助金交付要綱第7（3）、第8> 交付決定後に金額の変動等が発生した場合は変更申請が必要となりますが、交付決定後の補助額の増額はできません。メーカーとの交渉や増額部分については申請者の御負担となってしまいますので御了承ください。

10	Q	交付決定の予定はいつ頃か。
	A	申請状況によりますが、10月頃を見込んでいます。申請額が県の予算を超過する場合や申請数が多数ある場合は、審査に時間を要するため、交付決定の通知が遅れる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

11	Q	昨今、資材不足等で発注後に納品等の遅延が発生するケースが多い。事業完了しない場合、補助金の返還の他、ペナルティ等はあるか（次回申請ができない等）。
	A	<参考：県補助金交付要綱第7（4）> 概算払いにより補助金の交付を受けている場合、期限内に事業完了が確認出来なければ補助金の返還が必要になります。事業の途中（補助金交付前）で事業完了ができなくなった場合には、早急に県の担当まで御相談いただき、対応方法を御確認ください。 特段のペナルティ（次回申請ができない等）はありませんが、事業完了ができないことが判明した場合は、県の事務処理の関係上、早急に御報告いただくようにお願いします。

12	Q	TAISに記載されているものであれば申請時と異なる他メーカーの同等品の購入に変更してもいいか。
	A	<参考：県補助金交付要綱第7（3）> 申請をいただいた機器等に対して、県の審査の結果として交付決定の通知（判断）を行っておりますので、機器の変更や金額の変更が必要になった際は、変更申請を行ってください（審査の結果、補助金交付とならない可能性がありますのであらかじめご了承ください）。

13	Q	入札が必要な法人の場合、申請時の見積もりはメーカーの定価証明でいいか（機械浴購入希望ですが入浴支援なので補助基準額100万なので…）
	A	御質問のケースの場合は、御提出可能な書類をご用意ください。必要に応じて御依頼をさせていただきます。交付決定後に金額の変動等が発生した場合は変更申請が必要となります（交付決定後の補助額の増額は不可）。メーカーとの交渉や増額部分については申請者の御負担となりますのであらかじめご了承ください。

14	Q	請求書と納品書があれば支払いはしなくてもいいという判断でいいですか？
	A	支払うことが前提です。提出書類として納品書及び請求書を添付していただきます。
15	Q	介護業務支援に該当する機器というのは、具体的にどのようなものが該当するか。
	A	＜参考：説明会資料にて「TAIS」の検索方法を記載＞ TAISに掲載（機器の種類毎）しています。
16	Q	過年度（昨年度までに）に当該補助金の申請している場合、今年度申請をする上で制約はあるか。
	A	＜参考：県補助金取扱要領＞ 申請者によって、申請内容を制約することはありませんが、1事業所当たりの補助上限台数や補助基準額が定められていますので、改めて御確認をいただくようお願いします。 また、申請額が静岡県の予算を超過した際には、これまで当該補助金の交付を受けていない事業所を優先して補助金の交付を行います。
17	Q	行政から受託している地域包括支援センターは補助対象となるか。
	A	＜参考：県補助金交付要綱第3＞ 補助金交付要綱に記載されている対象事業者に当てはまる場合は申請可能です。
18	Q	介護ソフトを他社に乗り換える場合はPC含め補助の対象になるか。
	A	新たに介護ソフトを導入することと同様に考えられるので、付帯経費であるPCも含めて補助の対象と考えられます。PC単体での申請はできません。
19	Q	例えば介護ソフトの導入でトライアル期間が設けられている場合、交付決定前にトライアルを申し込んで導入の準備を進めることは可能か。
	A	あくまで交付決定後に契約（発注）したものを補助対象とし、事前着手したものは補助対象外となります。体験として、契約と分けられるものであれば可能です。
20	Q	「導入支援と一体的に行う業務改善支援」の要件において、「ア コンサルティング会社等による業務改善支援」を受ける場合には契約書の写しや報酬の支払いが必要か。
	A	申請時には見積書等の依頼内容が分かる書類の提出が必要です。交付決定後及び実績報告時には、契約書や支払い関係の書類、依頼先からの提案書等を御用意いただく必要があります。
21	Q	ナースコール内蔵のベットも補助対象になるか。
	A	＜参考：説明会資料にて「TAIS」の検索方法を記載＞ TAIS掲載の機器等のうち、介護テクノロジーに選定されている機器等が補助の対象となります。
22	Q	パッケージ型の要件について、「ソフト+インカム」（Wi-Fi工事含む）での申請を考えているが、対象という認識で間違いないか。県の要綱には、「ソフト+インカム+見守り機器」（Wi-Fi工事含む）より、採択順位が下がる認識だが間違いないか。
	A	＜参考：国実施要綱第4（1）イ、（2）、【留意事項】、県補助金取扱要領＞ 御質問のとおり認識で問題ありません。インカム以外の介護ソフトや機器等については、TAISに掲載されている機器の内、介護テクノロジーに選定されていることが補助の対象となる要件となりますので御注意ください。
23	Q	老健、居宅でも申請可能か。サービス種別により、申請範囲に変更がある場合はあるのか。
	A	＜参考：県補助金交付要綱第3＞ 対象のサービス種別であれば、範囲が変わることはありません。

24	Q	民間の基金等に申し込みが重なっていても申請ができますか。民間で補助された場合、申請を変更するという形でいいか。
	A	<参考：国実施要綱第6③> 他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外としています。交付決定後に他の補助金の助成を受けた場合は、個別に対応が必要となるため、早急に県の担当者まで御連絡ください。
25	Q	見守り機器とバックオフィス（勤怠管理など）を導入する場合、パッケージ型導入支援に該当するか。
	A	<参考：国実施要綱第4（1）ウ、（2）> パッケージ型導入支援の補助メニューにおいて、バックオフィスソフトは補助対象外となるため該当しません。
26	Q	新しい介護ソフトの導入を検討中で、交付決定前に契約が見込まれる状況だが、その場合補助の対象外になってしまうか。また、既に導入しているバックオフィスソフト、介護ソフトは補助の対象外となるのか。
	A	いずれの質問も交付決定前の契約のため補助対象外となります。
27	Q	見守りセンサーと見守り機能付きベッドを同時に申請する場合、補助上限台数は利用定員÷10×2種類という考え方か。
	A	<参考：県補助金交付要綱第4（3）> 介護テクノロジー等の導入支援（ソフト以外）で申請される場合、1事業所当たりの補助上限台数は、機器の種類に限らず利用定員または利用者数を10で除した台数（小数点以下は切上げ）としています（御質問の×2種類はできません）。
28	Q	予算上限があるので不採択となることがあることも想定されます。既に補助金を受けている事業所と受けていない事業所が混在している場合、1部の事業所のみ採択されることがあるのか？または法人全体で不採択となるのか。
	A	<参考：県補助金取扱要領> 優先順位については、法人毎ではなく事業所ごとに判断をいたしますので、申請した一部の事業所のみ採択される可能性もあります。
29	Q	補助上限台数が10台で同一カテゴリー内での申請する場合、センサー（見守り機器）とカメラ（見守り機器）で各5台ずつ、計10台が補助上限の台数となる考え方でもいいか。
	A	<参考：県補助金交付要綱第4（3）> ご質問のとおりです。
30	Q	昨年度の不採択となった事業所は何事業所程度か。また、交付決定までに時間を要するとあるため、中間報告で超過しているかなどの情報を提供してほしい。
	A	昨年度は、申請額が県の予算額を超過していなかったため、不採択となった事業所はありません（対象外の機器等の申請や、補助要件を満たしていない場合を除く）。中間報告等、対応については検討していきます。